

令和5年度 第1回下野市成年後見制度利用促進協議会 議事録

審議会等名 令和5年度 第1回下野市成年後見制度利用促進協議会
日 時 令和5年5月15日（月） 午後2時から
会 場 下野市保健福祉センターゆうゆう館 会議室
出席者 委員：杉田委員、竹田委員、阿部（千）委員、蓬田委員、小川委員、大地委員、
福田委員、関委員、鱒淵委員、滋野委員、金田委員、仙頭委員
オブザーバー：宇都宮家庭裁判所 関、梅崎
栃木県保健福祉課 村松
栃木県社会福祉協議会 松川、阿部（晶）

欠席者 なし

事務局 下野市：社会福祉課 植野主幹、増淵主幹、齋藤主事、朝川相談員
高齢福祉課 深澤主事
下野市社会福祉協議会（成年後見サポートセンター）：青山副主幹、清水相談員

公開・非公開の別 （ 公開 ・ 一部公開 ・ 非公開 ）

傍聴者 0人
報道機関 0人
議事録（概要） 作成年月日 令和5年5月24日

【協議事項等】

1. 開 会

（事務局） 令和5年度 第1回下野市成年後見制度利用促進協議会を開会いたします。本日の会議の進行を務めます、下野市社会福祉協議会・成年後見サポートセンター担当、青山と申します。この協議会は、下野市における成年後見制度をはじめとする権利擁護支援の利用促進を目指して、成年後見サポートセンターの運営体制や地域における権利擁護支援体制、下野市成年後見利用促進基本計画の進捗状況などについて検討や共有を行い、課題解決や地域連携に繋げていくものです。年2回の開催を予定しておりますので、ご協力をよろしくお願いいたします。

2. 挨拶

（事務局） 挨拶を竹田会長よりお願いいたします。

（竹田会長） 会長を拝命しております、リーガルサポートとちぎに所属している司法書士の竹田です。本日はお忙しい中お集まりいただきありがとうございます。有意義な時間となりますよう、皆様のお知恵を拝借したいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

3. 自己紹介

一名簿順に自己紹介を行うー

4. 議 題

(事務局) 議事の進行は竹田会長にお願いいたします。

(竹田会長) 議事に入る前に、本会議の議事録署名人について、今回は名簿4番の蓬田委員と5番の小川委員にお願いいたします。

(1) 「下野市成年後見制度利用促進基本計画」の取組み状況について

(竹田会長) 一本題に入る前に、後見実務の事例紹介がなされた—

(事務局) —【資料1】に基づき説明—

(竹田会長) ただいまの説明に対し、委員の皆様、ご意見・ご質問等いかがでしょうか。

(杉田委員) 一つ目の「権利擁護支援の必要な人の発見・支援」に関して、「なんでも相談会」の相談件数が前年に比べ減少したということですが、社会福祉協議会や地域包括支援センターに寄せられる相談件数は一定水準で推移しているということなので、下野市全体としてみると、相談件数自体は増加傾向という認識でよろしいでしょうか。

(事務局) その通りです。

(杉田委員) この「なんでも相談会」の数字にこだわらず、下野市全体として相談窓口にアクセスしやすい体制づくりを進めていくと良いと思います。また、相談内容を見ると不動産の売却など専門的な内容もあるので、多職種との連携を具体的に進められると良いと思います。

(竹田会長) 司法書士会が実施している無料法律相談に寄せられる相談は、大きく分けると「相続」と「成年後見制度」に関する内容が多い状況です。地域や施設等からの相談の場合、相談会まで待てず、今すぐ相談に乗ってほしいというケースが多いのではないのでしょうか。周知を繰り返していくことで、相談会のタイミングで利用する方が増えていくことが予想されるため、周知を続けていくことが大切だと思います。

(2) 令和4年度 成年後見制度利用促進に向けた取組み実績について

(事務局) —【資料2】に基づき説明—

(竹田会長) ただいまの説明に対し、委員の皆様、ご意見・ご質問等いかがでしょうか。

(杉田委員) 資料2の(2)に記載のある「後見人等のチーム会議」について、誰が開催を決め、どのようなメンバーが集まり、どのような内容だったのか説明いただけますでしょうか。

(事務局) 関係者からの依頼で、成年後見サポートセンターが調整を行いました。市長申立により後見人に選任された弁護士と社会福祉士のほか、支援者であるケアマネジャーや地域包括支援センター職員などが会議に参加しました。関係者が、顔合わせと対象者の情報共有を行い、その後に本人への支援に入るという流れで行いました。

(杉田委員) 自分が後見人等を受任した際にこのような会議があると良いと思いました。親族と一緒に訪問することが難しいケースで、突然本人に会いに行くということもあるため、他の地域にもこのようなチーム会議の開催を働き掛けていきたいと感じました。

(大地委員) 地域包括支援センターいしばしのケースでも、近々チーム会議を開催する予定があります。新しい受任者と本人との関係づくりが大変なこともあり、スムーズに支援に入るためにこのような会議を調整してくれることはありがたいです。

(小川委員) これまでは地域包括支援センターの中で支援方針を検討してきましたが、今では多職種の関係者が一緒に検討できる場が設けられており、ありがたいと感じています。

- (阿部委員) 受任候補者の調整会議によって事前に対象者の状況が分かることは、ばあとなあとちぎとしても、受任者との相性を考えながら候補者を選出することができるため大変ありがたい、これからも続けていただきたいです。
- (竹田会長) リーガルサポートも同様です。多職種で色々な意見を出して支援を検討できるのはとても良いと感じます。オブザーバーの方からご意見いかがでしょうか。
- (県社協 阿部) 成年後見サポートセンターへの相談者は、市民と支援者で、どのような比率になっていますか。また、実績の訪問相談件数というのは、どういった相談の件数でしょうか。
- (事務局) 前者の質問については、具体的な数値は今お示しできないが、対応実績から考えると9割がケアマネジャーや地域包括支援センターなどの支援者からという感触です。後者の質問については、来所できない方のところへ訪問して相談を受けた件数です。

(3) 令和5年度 成年後見サポートセンター実施計画について

- (事務局) ー【資料3】に基づき説明ー
- 添付した資料の「出張型のミニ講話会」「成年後見なんでも相談会」について、委員の皆様からも関係者への周知をお願いいたします。また、参考資料「令和3, 4年度の研修会の参加者アンケート結果」をご覧ください、所属する関係機関等からの要望も含め、今年度はどのような研修企画がなされると良いか、ご意見をいただければと思います。
- (竹田会長) 委員の皆様から、ご意見・ご感想等いかがでしょうか。
- (蓬田委員) 「出張型のミニ講話会」について。地域包括支援センターが開催している「ミニ終活セミナー」のアンケート結果で、「後見制度について知りたい・興味がある」との声があります。そこで、成年後見サポートセンターが立ち上がる前年度から、地域包括支援センターと社会福祉協議会と一緒に講話を行っており、非常に好評いただいています。
- (鱒淵委員) 障がい者施設の保護者会での勉強会などがあるため、そこに出張しての講座があると市全体を対象に開催するより保護者が参加しやすいと思います。また、障がい者がどのような場合に制度を利用したほうが良いかといったことを、具体的に話していただけると分かりやすいと思います。
- (杉田委員) アンケート結果を見ると、遺言や相続について興味があると書かれています。弁護士会の「遺言の日」無料相談でもかなりの相談があったので、このようなニーズが一定数あるのだと思います。また、講座は、対象者によって知りたい内容が異なると思います。例えば、自分が将来に備えてという場合は任意後見の内容が、支援を必要とする方がすでにいるという場合は法定後見の内容が知りたいのではないのでしょうか。
- (竹田会長) 研修会の内容は、一回の開催で全方向を対象としたものにするのではなく、毎回趣向を変えていくのが良いと思います。
- (滋野委員) 「障がい者の成年後見制度利用について知りたい」とアンケート結果にもあるので、そのような要望に対応し、年度ごとに対象者を変えて研修内容を企画しても良いと感じました。

(4) 成年後見制度利用促進に関する現状や課題について意見交換

- (竹田会長) 皆様からご意見をお聞かせいただければと思いますが、まずは私のほうからお話しさせていただきます。(担当する被後見人に関する数年前のエピソードとして、利用促進が充分

に進んでいない時の様子を紹介)このような事例ではなくても、皆様が職場等で抱えている課題などがあるかと思しますので、それを忌憚なくお聞かせください。いかがでしょうか。

(関委員) 30件以上のケースを担当する中で、認知機能の低下が心配なケースもあります。本人や家族にパンフレットを見せて成年後見制度を紹介しても、なかなか話が進まないことが多い。制度が浸透していないと感じています。任意後見制度については、先日ケアマネジャー連絡協議会で制度等について勉強させていただき、利用者に説明することができたので良かったです。

(福田委員) 成年後見制度の利用が必要だと思われる方に制度を理解してもらえない場合に、制度を理解してもらうための自身の努力が足りないのかもしれないと感じることがあります。施設入所者の中には、施設のサポートにより制度利用が必要ない方もいます。専門職や相談員が分かりやすい説明ができるように努力していきたいです。

(竹田会長) 制度利用をしたほうが良い方と思われる方は皆さんの身近にいます下野市に限らず、「本当は制度を使ったほうが良い」と思われる方はたくさんいますが、なぜ利用者は増えないのか。制度が始まった頃は「転ばぬ先の杖」に例えられ、補助類型などから利用を開始し、徐々に保佐・後見類型へとシフトしていくという利用方法が想定されていたようですが、実際には早期の利用に二の足を踏んでしまうこともあると思います。「本当に必要になった時に利用しましょう」という考え方もある中で、どう向き合っていくべきか、問題提起として発言させていただきます。

(阿部委員) 以前は、後見人等を受任し、金融機関や年金事務所、関係機関などに手続きを行う際、事前に連絡せずに窓口に行くと言手続きに時間がかかることがあったが、ここ2、3年は短時間で済むことも増えました。手続きに使用する後見受任の登記事項証明書も、原本ではなくコピーで承認されるなど、非常に支援しやすくなってきてと感じています。先ほど「自分たちの努力が足りないのでは」という話があったが、そんなことは無く、成年後見制度が介護保険制度などに比べ、利用する個人の資力や事情が大きく影響するものなので、なかなか進みづらい部分もあるのかもしれないと思います。

(竹田会長) 支援する専門職の実務的な課題を理解していただくという意味もこの協議会にあるので、非常に貴重なご意見だと思います。金融機関ですが、後見人等が代理設定をした場合、口座の開設支店でしか入出金などができない場合もあります。一般の人はどの支店でもお金を下ろせるのに、後見制度を利用すると制限されてしまうことには疑問を感じているところです。

(金田委員) なんでも相談会の回数を増やしたところだが、周知を繰り返し行い、市民の目に触れる機会を増やしていくことで、より浸透していくのではないかと考えています。

(鱒淵委員) 施設を利用する知的障がいのある方の場合、障がいの程度によっては、本人の判断がまいなこともあります。どのような場面で制度利用が有効なのか、研修の中で保護者等に向けて話していただくと理解が深まると思うし、我々職員も制度を有効に利用していくという考えで学んでいくことができるのではないかと感じました。

(小川委員) 「転ばぬ先の杖」という話があったが、相談や支援の中で制度の利用が必要と想定される方に対し、利用促進の取り組みが進んできている中で、申立のタイミングをどう判断していったら良いかといったことを勉強する機会があると良いと思います。

- (事務局) 市役所の対応の中では、障がい分野での利用件数が多くないと感じるので、増淵委員から話があったように、障がい者の保護者などに向けた周知をしていきたいです。市長申立については、第三者の申立という責任が大きいところもあり、もし対象者に補助程度の判断能力があれば、あすてらすの利用を検討する場合があります。行政側でも、あらためて関係する職員が制度について学ぶ機会を設けていきたいと思います。
- (杉田委員) 皆様はその現場ごとに直面する課題があると感じながら聞いていました。問題解決の一つの手段として成年後見制度があるが、それ以外の制度で解決できるケースもあり、本人の権利を制限してしまう部分もあるので、むやみやたらに利用するものでもないと思います。対象者が抱える問題は何か、身近な専門職が目で見確認し、複数の関係者によって検討し、必要に応じて法律の専門職や社会福祉士に助言を受けるなどして見極めていくことが重要だと思いました。市長申立に関しても、関係者で話し合っ検討し、必要性を判断したのであれば、それで進めることで良いのではないかと思います。
- (蓬田委員) 補助の申立において、本人の同意の取り方は悩ましいところです。同意行為目録などは専門用語が多いため、分かりやすい説明や意思決定支援ができると良いのですが。
- (杉田委員) そのような事こそ、研修で竹田会長などから話を聞けると良いかもしれません。
- (竹田会長) 同意を取るタイミングや手段は難しいと私も感じています。(対応事例を挙げながら) 書き示したものを渡すなど、目に見える方法が取れると良いのかもしれないと考えました。補助・保佐類型は難しい場面も多いですが、本人と話し合いができるという点では、得られる情報も多いと思います。
- (5) その他
- (竹田会長) オブザーバーの方からのご意見も聞きたいと思いますが、いかがでしょうか。
- (県社協 松川) 4月から担当となり、今回初めて出席させていただきました。(障がい者施設の利用者の成年後見制度に関するエピソードに触れながら) まだ制度が十分に知られていないのかなと感じています。今後も取り組みにご協力をよろしくお願いいたします。
- (県 村松) 4月から成年後見制度に関する担当となりました。制度には敷居が高いイメージがあるため、気軽に相談できるような体制整備に努めていかなければならないと感じました。
- (家裁 梅崎) 資料3のパンフレットを家庭裁判所に設置させていただき、下野市民の方が家庭裁判所に来所して利用を迷っている際に配布するなどしたいと思いますが、よろしいでしょうか。
- (事務局) ぜひお願いいたします。
- (家裁 関) 本人の抱える課題を一番理解しているのは現場で関わっている皆様ですが、最終的に制度を利用するかどうかの判断は難しいところがあると思います。制度を利用する場合、裁判所の手続きで苦勞することがないように、中核機関と連携しながら、裁判所も協力していきたいです。司法、行政、福祉の相互理解を意識して、今後も勉強させていただきます。
- (竹田会長) 受任候補者の調整の難しさに関して、(相談対応ケースの紹介をしながら) 申立て時に受任候補者の記入をする際、本人や相談者との信頼関係を重視するか、客観的な本人の課題から専門職を選ぶかなど、悩むところが多い。協議会の開催を重ねていく中で、皆様と一緒に考える機会も増えると思います。
- (仙頭委員) 今日、皆様のお話から課題が見えてきたのではないかと思います。これらの課題を関係機関の皆様で共有することが、この協議会の目的の一つです。制度の周知はさらに必要であ

り、本当に利用を必要とする人にどのように伝えるか考え、関わっていきたいと考えました。市の計画の中では、相談・申立件数などの目標値を掲げていますが、協議会が今回のように機能していくことにより、数字はあとからついてくるものだと思っています。今回、皆様と共有できた課題を、一緒に考えていきたいと思います。

(竹田会長) ありがとうございました。議事については以上ですので、事務局にお返しします。

5. 閉 会

(事務局) 以上で、令和5年度 第1回下野市成年後見制度利用促進協議会を閉会いたします。次回は1月中旬から下旬頃を予定しております。また、本日皆様からいただきましたご意見などを活かし、成年後見サポートセンターと関係機関が連携して、制度のさらなる利用促進に取り組んでまいります。